

## 令和6年度比治山公園におけるにぎわいづくり推進その他業務 基本仕様書

### 1 業務名

令和6年度比治山公園におけるにぎわいづくり推進その他業務

### 2 業務概要

本市では、比治山公園「平和の丘」基本計画に基づき、平成30年度から比治山公園の集客や魅力向上のため、現代美術館やまんが図書館などの園内施設や、地域住民及び市民活動団体、民間事業者などの多様な主体との連携を進めながら、にぎわいづくりとして、イベントやワークショップ等（以下「イベント等」という。）を企画・開催するとともに、にぎわいづくりの担い手のネットワークづくりを進めている。

令和6年度は、引き続き、比治山公園でのイベント等を開催するとともに、令和8年度中に、多様な主体と連携しながら比治山公園の管理運営を主体的に行う組織を立ち上げることを視野に置いて、にぎわいづくりの担い手の掘り起こしやネットワークづくりを行う。

あわせて、「比治山公園の回遊性向上のためのワークショップ」の取りまとめ（令和6年3月）を踏まえ、プレイパークの実施体制づくりや試行実施を行う。

### 3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

なお、業務の特性上、単年度だけでなく、より長期的な視点で取組を進める必要があることを考慮し、本市及び受注者が継続して契約する意向があり、受注者の業務実施状況が良好であると認められる場合は、プロポーザルを行わず、令和8年度まで、毎年度、契約を更新するものとする。

ただし、令和7年度以降の予算が議会の議決を得られないときは契約しない。

### 4 業務内容

#### (1) 基本事項

##### ア イベント等の開催について

イベント等のリピーターを増やすとともに、比治山公園に関心を持つ新たなファンを取り込むため、イベント等は、多様な主体との連携を進めながら、平成30年度から開催しているたき火や柴刈りのイベントを継続して開催するとともに、比治山公園の回遊性を高める観点から、園内を回遊するイベントを開催することを必須とする。その他のイベントは、受注者の自由な提案によるが、比治山公園を新たな視点で楽しめるものや、よりきめ細かな公園の維持管理に資するものなどの提案を期待している。

- ・ 年間を通じて、計7回以上バランス良く開催する。
- ・ イベント等の周知を図るため、地元町内会を始めとする地域住民等への広報のほか、Web・SNS等を活用した戦略的かつ効果的な広報を行う。
- ・ 開催場所は、比治山公園内とする（御便殿広場やムーアの広場など、園内の様々な場所を活用すること。）ただし、比治山公園の今後の集客や魅力向上に資することを目的に、受注者の

企画等により、平和大通りを介し平和記念公園と比治山公園をつなぐ取組や水辺のにぎわいづくりとの連携の取組など、比治山公園を中心として都心を回遊するイベント等を開催する場合はこの限りではない。（開催場所の各管理者の許可は必須とする。）。

## イ にぎわいづくりの担い手のネットワークづくり（運営組織の基盤づくり）について

令和8年度中に、多様な主体と連携しながら比治山公園の管理運営を主体的に行う組織を立ち上げることを視野に置いて、にぎわいづくりの担い手の掘り起こしやネットワークづくりを行う。

- ・ 比治山公園のにぎわいづくりの担い手を増やすため、地域住民・市民活動団体等への働き掛けなどを行う。
- ・ にぎわいづくりの担い手が主体的にイベント等を開催できるよう、助言や協力、地域住民や活動団体等の橋渡しなどの支援を行う。
- ・ にぎわいづくりの担い手に、アで実施する市主催のイベント等の企画・運営に参加してもらい、運営組織の基盤となる担い手のネットワークづくりを行う。
- ・ にぎわいづくりの担い手が定期的に意見交換を行う場づくりや、ネットワークとしての主体的な行動につながるきっかけづくりを行う。

[スケジュール（想定）]

- ・ 令和6年度：担い手の発掘・育成、担い手のネットワークづくり（運営組織の基盤づくり）
- ・ 令和7年度：担い手の発掘・育成、担い手のネットワークづくり（運営組織の基盤づくり）、ネットワークとしての主体的な取組の試行
- ・ 令和8年度：担い手の発掘・育成、担い手のネットワークづくり（運営組織の立ち上げ準備）、ネットワークとしての主体的な取組の試行、担い手の組織化（運営組織の立ち上げ）

## ウ プレイパークの実施について

自然との触れ合いの中で、遊具づくりや水遊び、泥遊び、木登りなど、子どもの自由な発想で楽しむことができるプレイパークを実施するため、企画・運営を行うボランティアスタッフの募集や会議の運営等を行いながら、プレイパークの実施体制づくりや試行実施を行う。

### (7) プレイパークの試行実施の事前準備

#### ① プレイパークの試行実施の企画案の作成

実施場所、実施時期、実施内容（配置図）、設営・運営・撤収に係る人員体制・役割分担、安全管理に係る実施体制（トラブル対応等）の企画案を作成する。

#### ② 企画・運営を行うボランティアスタッフの募集

企画・運営を行うボランティアスタッフの募集は本市が行うが、受注者においても、市民活動団体等（プレイパークの実施に必要な専門的な技術の蓄積のあるNPO等含む。）への働き掛けを行う。

#### ③ 企画・運営を行うボランティアスタッフの会議の運営

プレイパークの基礎知識を身に付けるための勉強会（先行事例の視察含む。）やプレイパー

クの試行実施の企画案に対する意見交換などを3回程度行う。

#### (f) プレイパークの試行実施

##### ① 実施場所

南区比治山公園のトンネル上部のスペースを想定

##### ② 実施回数

- ・ 3回以上とする。(10月から12月にかけて月1回とする。)
- ・ 開催日は、土曜日及び日曜日のうち1日を基本とし、時間は、5時間程度とする。

※ アのイベント等との同時開催が望ましい。

##### ③ 実施内容

- ・ 子どもの遊び場を一時的に仮設し、自然との触れ合いの中で、遊具づくりや水遊び、泥遊び、木登りなど、子どもの自由な発想で楽しむことができる機会を提供する。
- ・ 実施場所には、経験やスキルを有するプレイリーダー(1人以上)及びボランティアの補助スタッフ(企画・運営を行うボランティアスタッフ等)を配置し、実施場所の安全管理、子どもの遊びの見守り、実施場所の清掃及び原状復旧(開催日以外は公園として一般開放される。)等を行う。
- ・ 市民等への周知を図るため、チラシやポスター、ホームページ等を作成するとともに、実施場所及び公園内において、積極的に声掛け等を行う。

#### (g) 次年度以降の準備

##### ① 企画・運営を行うボランティアスタッフの会議の運営

プレイパークの試行実施の結果を踏まえ、令和7年度の実施内容や必要最低限となる施設の整備内容(以下「整備内容」という。)に関する意見交換などを1回程度開催する。

[スケジュール(想定)]

- ・ 令和6年度:担い手の発掘・育成、実施体制づくり、プレイパークの試行実施(年3回以上、企画・運営を行うボランティアスタッフは補助スタッフとして従事)
- ・ 令和7年度:担い手の発掘・育成(プレイリーダーの養成講座の実施含む。)、実施体制づくり、プレイパークの試行実施(年3回以上、企画・運営を行うボランティアスタッフによる企画・運営の試行)
- ・ 令和8年度:担い手の発掘・育成(プレイリーダーの養成講座の実施含む。)、実施体制づくり、プレイパークの試行実施(年6回以上、企画・運営を行うボランティアスタッフによる企画・運営の試行)

## (2) 特記事項

### ア 共通

(7) 本業務に係る発注者との打合わせは、業務着手時や(1)のア、イ、ウの業務実施前ほか、適宜かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。(チェックリストを作成し、計画段階から随時、確認・管理すること。)

(4) (1)のア、イ、ウの業務実施後は、開催場所の原状復旧を行うこと。

- (f) (1)のア、イ、ウの業務実施に当たり、案内（案内の作成・発送、参加者の取りまとめ）や実施準備（消耗品及び備品等の準備）、運営（会議資料の作成、会場設営、議事進行）、会議結果の取りまとめなどを行う。
- (g) (1)のア、イ、ウの業務実施に伴う開催場所の使用許可等の手続については、開催場所の各管理者に対し適切に、受注者自ら使用許可申請を行い、その許可を得た上で、必要な料金等を納入することを原則とする。また、飲食販売等の実施を希望する場合は、事前に実施の可否を各管理者に相談すること。
- (h) (1)のア、イ、ウの業務実施に際し、参加者の安全確保等に配慮し、適宜、巡回・清掃等を行うこと。また、緊急時には関係行政機関へ連絡を行うこと。
- (i) 関係者との調整、苦情対応等については、自らの責任において行うこと。
- (j) 参加者の補償及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償の履行に備え、傷害保険及び賠償責任保険等の保険に加入する。また、保険加入後は保険証書の写しを提出する。
- (k) 本業務において、宗教・政治を目的とする活動は行わないこと。
- (l) 受注者は、感染症や災害等のやむを得ない事由によりプロポーザル時に提案した内容が実施できない場合を想定し、Web上のコミュニケーションツールを用いたイベントなど、実施可能な代替提案についても検討しておくこと。なお、代替案の実施に当たっては、発注者と受注者で協議の上、行うこととし、必要に応じて契約変更を行う。

#### イ (1)アに関する事項

- (f) 本業務を実施するに当たり必要な経費は受注者の負担とし、参加費としてイベント等の参加者から料金を徴収しても良いが、収益は、料金の平準化やイベントの回数を増やすために使用するなど、比治山公園のにぎわいづくりのために利用するよう努めるものとする。
- (g) イベント等で使用する水道は、原則として受注者が自ら確保することとする。受注者が自ら確保することができない場合にのみ公園内の既存の施設の使用を認めるが、実費相当額（水道料及び下水道使用料）を公園管理者に支払うこと。  
また、イベント等で使用する電気は、原則として受注者が自ら確保すること。
- (h) 民間事業者や地域団体等、各種団体と積極的に連携し（協賛を得ることは可能とする。なお、特定の企業による自社の宣伝や商品の広告だけを目的としないこと。）、地域の活性化に資するよう努めること。
- (i) 現在、比治山公園で活動している市民活動団体等が実施するイベント等と開催時期等の調整を行うこと。
- (j) 今後の比治山公園のにぎわいづくりに役立つ内容のアンケート等を行うこと。また、アンケートの対象、回数、項目などは発注者と協議して決定すること。

【参考】令和5年度に実施されたイベント等

イベント名	開催期間	主催・共催
Park Session Day	①令和5年 5月 5日 ②令和5年 8月 4日 ③令和5年10月 7日 ④令和5年11月 4日	広島市(令和5年度 市 発注業務)
たきびば比治山	①令和5年10月18日 ②令和5年11月15日 ③令和5年12月20日 ④令和6年 1月17日 ⑤令和6年 2月21日 (予定)	
ととのえる比治山 (柴刈りイベント)	①令和5年 7月 8日 (中止) ②令和5年 2月17日 (予定)	
あつ“たまる”比治山 (たき火イベント)	令和5年12月2日～3日	
比治山公園活性化プロジェクト	①令和5年 4月 2日 ②令和5年 4月 9日 ③令和5年 6月 4日 ④令和5年10月 1日 ⑤令和5年11月 5日 ⑥令和5年12月 3日 ⑦令和6年 2月 4日 ⑧令和6年 3月 3日 (予定) ⑨令和6年 3月30日 ～31日 (予定)	ひじやまがすき企画実 行委員会 (広島市後援)

※ 本市主催のイベントの詳細は、本市ホームページの以下のアドレス内に掲載

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/hijiyamakoen-heiwanooka/303193.html>

ウ (1)ウに関する事項

- (7) 視察や勉強会等の実施に当たり、講師を招聘する場合は、講師の謝礼金・交通費等の経費は受注者が委託料から支払うものとする。(企画・運営を行うボランティアスタッフの交通費等の経費は実費負担とする。)
- (4) 現在、プレイパークの試行実施の場所には、使用できるトイレや水道、電気などのインフラがないため、必要に応じて、仮設のトイレ、手洗い場、電源などの必要なインフラを設置する。
- (7) 資材・消耗品や救急薬等の調達を行う。
- (4) 今後のプレイパークの実施内容等の参考とするため、試行実施の内容等に対するアンケート調査を実施し、結果の取りまとめを行う。

5 実施報告等

(1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。計画段階から随時、確認・管理すること。

## (2) 実施報告書

業務の実施状況等、実施報告を行うこと。（イベント等実施実績、広報周知活動実績、アンケート結果など）

## 6 留意事項

- ・ 関係法令・条例等を遵守すること。
- ・ 広島市委託契約約款第19条第2項に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備すること。
- ・ 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- ・ 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受注者の責任において処理すること。
- ・ 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとし、協議後は受注者が協議録を作成し、発注者に提出すること。